

山東まちづくり会 規約

(名称)

第1条 本会は、山東まちづくり会（以下「まち会」という。）と称する。

(構成)

第2条 まち会は、本会の目的に賛同し、役員会で定めた会費を納入した個人及び団体をもって構成する。

(目的)

第3条 まち会は、和歌山市郊外の里山に囲まれた盆地である山東地区において、四季の郷公園、伊太祁曽神社、貴志川線、農産物などの様々な資源を生かした地域づくり推進、住民の相互の交流促進、住民自らによるまちづくりを推進し、活気ある住みよい山東の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 まち会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに資する事業
- (2) 会員相互の交流に資する事業
- (3) 各種団体との連携ネットワークの形成に関する事業
- (4) その他、まち会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第5条 まち会の事務局を、和歌山市内におく。

(役員)

第6条 まち会に、次の役員を置き、もって役員会を構成する。

会長1名、副会長3名、事務局長1名、会計1名、幹事若干名、監事1名

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時または会長が欠けたとき、会長の職務を代行する。
- 4 事務局長は、総務を代行する。
- 5 会計は、まち会の会計事務を行う。
- 6 監事は、まち会の監査業務を行う。
- 7 幹事は、まち会の活動を検討、実行する。

(役員の任期及び選任)

第7条 まち会の役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合、補充することができる。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、役員会において選任する。

(会議)

第8条 まち会に次の会議を置く。

役員会。

- 2 役員会は毎年1回以上開催し、役員、予算、事業計画の決定、決算の承認を行う。
- 3 役員会は、事業の企画立案、その他必要な会務の執行にあたる。
- 4 役員会は、必要と認める時は、開催できる。
- 5 役員会が必要と認める者は、会議に出席できる。

(会計)

第9条 まち会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

2 会費の額については、途中入会に関わらず年額2,000円とする。

3 まち会の会計年度は、毎年7月1日から始まり、翌年の6月30日までとする。

(改正)

第10条 本規約の改正は、役員会の議決を経て定める。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、まち会の運営に関し必要な事項は、役員会に諮り定める。

(施行)

第12条 この規約は、平成21年7月1日から施行する。

附則

平成22年10月1日、平成23年7月1日、平成24年7月1日 一部改正。